

不動産競売事件申立てに必要な添付書類・費用等一覧表

名古屋地方裁判所本庁（民事第2部競売係）・管内各支部競売係
平成22年9月10日一部改正

申立手数料	4,000円 (収入印紙)	強制競売 担保権実行	債権者・債務者各1名、債務名義1個につき 担保権1個につき
郵便切手	必要ありません。 ただし、郵送による申立ての場合は、保管金提出書を送付するため、90円切手をはった返信用封筒を添付してください。		
登録免許税	原則として、次の計算式により算出した金額の収入印紙又は国庫金納付書・領収書(計算式) $\text{請求金額 (1,000円未満切捨て)} \times 4 / 1000 = \text{登録免許税額 (100円未満切捨て)}$ ※ 請求金額とは、請求債権元金額、確定利息額及び確定損害金額の合計額です。 ※ 根抵当権の場合は、極度額と請求金額の低額の方を基準にします。 ※ 所在地等が異なるため、共同担保の物件を別個に申し立てる場合は、定額納付(物件1個につき1,500円)にできる場合がありますので、受付係に照会してください。		
予納金	1 原則70万円 ※1売却単位当たり(平成17年4月1日改正) 2 以下の物件の場合は、80万円以上で裁判所が定める額 (1) 「共同住宅」、「工場(小規模のものは除く)」 (2) 「店舗」又は「事務所」(兼「居宅」を含む)で4階建て以上のもの (3) 不動産の個数が7個以上のもの(ただし、土地が含まれる場合については、地目が宅地であり、かつ、その総面積が400平方メートル以上あるもの) ※ 上記以外の場合にも加算されることがあります。 3 全物件につき先行事件がある場合は、20万円		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○申立書 1部 ○執行文付きの債務名義正本と送達証明書(強制競売の場合) 1部 ○不動産登記事項証明書(全部事項証明書)★ 1部 ○不動産登記事項証明書(全部事項証明書)のコピー 2部 <li style="padding-left: 20px;">※ 何区何番事項証明書を提出する場合でも、全部事項証明書を必ず提出してください。 <li style="padding-left: 20px;">※ 建物のみ申立ての場合は敷地の全部事項証明書、敷地のみ申立ての場合は敷地上の建物の全部事項証明書、敷地権付き区分所有建物の場合は敷地の全部事項証明書も提出してください。 <li style="padding-left: 20px;">※ 土地、建物の全部事項証明書に、最先順位の(根)抵当権設定時の土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 ○公租公課証明書(名古屋市の場合、課税台帳等登載事項証明書)★ 1部 ○公租公課証明書のコピー 2部 <li style="padding-left: 20px;">※ 固定資産税、都市計画税など、それぞれの税額又は課税標準額・税率が記載されたものを提出してください。 ○資格証明書(当事者が法人の場合)★ 1部 <li style="padding-left: 20px;">※ 登記簿上の所在地等が現在の所在地等と異なる場合は、登記簿上の所在地等と現在の所在地等との連続性を説明できる資料(例えば、商業登記の閉鎖事項証明書等)を提出してください。 ○住民票又は印鑑証明書(申立人が個人の場合)★ 1部 ○住民票等(債務者、所有者が個人の場合)★ 1部 <li style="padding-left: 20px;">※ 登記簿上の住所等が現在の住所等と異なる場合は、登記簿上の住所等と現在の住所等との連続性を説明できる資料(例えば、住民票の除票、戸籍の附票等)を提出してください。 ○意見書及び同意書 1部 ○現地案内図(住宅地図等) 2部 ○建物所在図又は公図写し 1部 ○建物所在図又は公図写しのコピー 1部 ○建物図面 1部 ○建物図面のコピー 1部 ○不動産競売事件の進行等に関する照会書(回答) 3部 ○(強制)競売手続続行決定の申立書(滞納処分庁による差押えが先行している場合) 1部 <p>★印を付した書類は、申立てに近接した時点(発行後1か月以内)のものを提出してください。</p>		
目録	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者目録 1部 ○請求債権目録(強制競売の場合) 1部 ○担保権・被担保債権・請求債権目録(担保権実行の場合) 1部 		

※ 形式競売事件申立てに必要な添付書類・費用等については受付係に照会してください。
 ※ 添付書類の詳細については、申立書・添付書類説明書をご覧ください。